

◎新潟県公安委員会告示第51号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり運転免許取得者教育の認定を取り消した。

平成27年5月29日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 取り消した運転免許取得者教育の認定

(1) 施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名

上越自動車学校 直江津教習所

上越市五智2丁目12番1号

大竹 和夫

(2) 課程の区分及び名称

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第

1条第1号 四輪車基本教育

規則第1条第2号 二輪車基本教育

規則第1条第3号 長寿安全運転教育

規則第1条第4号 高齢者教育

規則第1条第6号 長寿安全運転教育、グッドドライバー教育

規則第1条第7号 普通自動二輪車の二人乗り運転教育

規則第1条第8号 高度習熟教育

2 取消年月日

平成27年4月15日